

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第26号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。